

小規模修繕等契約希望者の新規登録及び登録更新受付を行っています

市内に主たる事業所を置く小規模事業者で、資格要件等が整わないため「入札参加資格審査申請」が困難な方を対象に小規模修繕等契約希望者の受付をいたします。

登録事業者には、市が発注する50万円未満(消費税及び地方消費税を含まない額)の小規模修繕等を行う際に、優先的に見積もり参加依頼をすることになります。

年度前 受付期間	平成28年2月1日から3月31日まで(土・日・祝日を除く)。 ※ この期間以降も随時受付いたします。		
有効期間	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)		
受付場所	田沢湖庁舎1階 契約検査室(直通電話43-1119)または各地域センターへご提出ください。 持参、郵送どちらでも結構です。		
申請方法	【新規】所定の申請書に必要事項を明記し、添付書類を添えてご提出ください。 【更新】前年度に既に登録手続きがお済の方は、変更事項がない限り、添付書類のみ提出ください。		
申請要件	1. 仙北市内に主たる事業所を有すること (個人、法人は問いません。また、建設業許可の有無、経営規模、従業員数なども問いません) 2. 成年被後見人、被保佐人、被補助人、または破産者で復権を得ていない方でないこと。 3. 仙北市競争入札参加者資格に登録されていないこと (既に仙北市競争入札参加資格者名簿に登録済みで、別会社名義もしくは個人名で申請がされた場合は、申請内容等についてお問い合わせさせて頂くことがあります)		
申請用紙 取得方法	1. 契約検査室または市役所各地域センターにて配布 2. 仙北市ホームページ内からダウンロード		
その他の 提出書類	1. 希望業種の履行に際して、許可・免許が必要な業種は、それらを受けている場合のみ申請できますので、名称を記入し、それを証明する書類の写しを必ず添付してください。 2. 許可・免許を必要としない業種でも、所有する資格等を証明する書類の写しを添付してください。 3. 仙北市納税証明書(滞納がないことを証明するもの) 4. 法人の場合は商業登記簿謄本の写し(発効日より3ヶ月以内のもの)		
修繕 の 種 類	No.	修繕の種類	工 事 の 例 示
	1	土木一式	道路(側溝等)、水路(護岸等)の修繕
	2	建築一式	建物の修繕で種類が複数に及ぶもの
	3	大工	大工、型枠、造作等
	4	左官	左官、モルタル、吹付け等
	5	屋根	屋根葺き等
	6	電気	街路灯設置、照明設備等
	7	管	空調設備、給排水、給湯設備、厨房設備、衛生設備、ガス管配管、ダクト等
	8	板金	板金加工取付等
	9	ガラス	ガラス加工取付
	10	塗装	塗装等
	11	防水	アスファルト防水、モルタル防水、シーリング、シート防水等
	12	内装仕上	天井仕上げ、壁張り、内装間仕切り、床仕上げ、たたみ、ふすま、カーテン等
	13	機械器具設置	各施設機械器具設備等設置、取付、修理
	14	電気通信	通信線路設備、通信機械設置、放送機械設置等
	15	造園	植栽、伐採、公園設備、園路等
	16	建具	サッシ、シャッター、金属製・木製建具等
	17	消防施設	火災報知設備等
18	その他	上記にあてはまらないもの	

仙北市小規模修繕等契約希望者登録申請書

年 月 日

仙北市長 様

仙北市が発注する小規模修繕等について、希望者登録を申請します。

所在地又は住所			
(フリガナ) 商号又は名称			申請・使用印
(フリガナ) 代表者職・氏名			
電話番号	(固定)	FAX番号	
	(携帯)		

※印鑑は見積書や契約書等に使用するものを押印してください。法人の場合は代表者印を使用してください。

希望業種(5業種以内)

番号	登録希望業種(募集案内の「修繕の種類」から選択してください)	申請者が行える具体的な修繕等の内容を記載してください。	許可・免許を有する場合、その種類・名称等を記載してください。
1			
2			
3			
4			
5			

【添付書類】

- 1 納税証明書(滞納がないことを証明するもので発行から3か月以内のもの)
- 2 希望業種の履行に際して、許可・免許等が必要な業種は、それらを保持している場合のみ申請できますので、名称を記入し、証明する書類の写しを添付してください。
- 3 許可・免許を必要としない業種でも、持っている資格等を証明する書類の写しを添付してください。
- 4 法人の場合は商業登記簿謄本の写し(発行から3か月以内のもの)